

第 2 章 震災予防計画

第 1 節 調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範囲でかつ複雑である。震災対策を総合的、効果的に推進するうえで、震災に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が極めて重要である。大きな破壊力を有する大地震に対し都市は、災害を発生させない機能、拡大させない機能及び安全の確保を図る機能等を普段から維持することが必要である。

このため、時代の変化に即した災害波及構造の解析等を行うとともに、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災、平成 16 年に発生した新潟・福井の集中豪雨及び新潟県中越地震での被害状況や震災後の行政対応等について十分に調査研究を行い、防災行政の現状での問題点、課題及びその解決方策を検討し、防災行政の充実を図っていく。

□ 対策の体系

調 査 研 究	基礎的調査研究
	防災アセスメントに関する調査研究
	被害想定に関する調査研究
	震災対策に関する調査研究

第 1 基礎的調査研究〔各部〕

1 調査研究基盤の強化

(1) 防災調査研究データベースの整備

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、今後、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを収集し、防災調査研究データベースとして整備を検討する。

(2) 調査研究体制の強化

地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が行える体制の強化を検討する。

2 調査研究の実施及び成果の活用

市、県、防災関係機関、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を積極的に実施し、その成果を用いて科学的な震災対策の立案を行う。

第2 防災アセスメントに関する調査研究〔各部〕

災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時から、地域の特性をふまえつつ、その地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント」という。その内容は、次のとおりである。

1 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出、検討する作業をいう。

2 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因としてその地域が、もともと持っている弱点である。ここでは、地域に内在する災害に対する脆弱性の原因を把握する作業を行う。災害素因には、軟弱地盤、急傾斜地、低湿地等の自然的要因と、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等の社会的な要因がある。

3 災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害をとりあげ、地域の災害に対する傾向を具体的に把握する作業を行う。

4 地区別防災カルテの作成

地域全体の総合的な災害危険把握から各地区の総合的な危険度把握のために地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテとは、自治会、学校区等の地域単位で十分に活用できるような精度で危険地域や防災関係施設等を表示した地区別防災マップと地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成される。

第3 被害想定に関する調査研究〔各部〕

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害に、より近いことが適切である。また、地震による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

特に、直下地震の特性や阪神・淡路大震災での被害を踏まえ、直下地震が市の中核機能に与えた影響の想定を行う必要がある。

第4 震災対策に関する調査研究〔各部〕

地震災害は、自然現象と地域の社会条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は、多岐の分野にわたっている。したがってこうした地震災害に対する有効な対策を検討するために、現象は様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていくものとする。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から見ても明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎とした、災害の拡大原因となるのは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上を図る。特に、阪神・淡路大震災での被害を基に、都市型の災害や地震後の行政対応に関する調査研究をし、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

さらに、地震発生後、迅速かつ適切な震災復興が円滑に行えるよう、復興対策について阪神・淡路大震災を始めとする復興事例の調査研究を行う必要がある。

震災対策に関する調査研究テーマとして、以下のものがあげられる。

1 都市施設等の震災対策に関する調査

都市施設等は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市施設の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究を行う必要がある。

- (1) 学校、病院等の公共建設物の耐震性及び信頼性向上に関する研究調査
- (2) ライフライン施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- (3) 交通施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- (4) 河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

2 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、耐火建築物を一体的、かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策及び経済的な助成等の政策的な方策について調査研究を行う必要がある。

3 大震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、火災拡大防止及び避難の安全確保等基本的な重要事項に関する調査研究を行う必要がある。

- (1) 初期消火に関する調査研究
- (2) 火災の拡大防止に関する調査研究
- (3) 地域性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防

止用機器等の調査研究

4 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所は、大震災に際して常に安全性が確保されなければならない、現在指定している避難場所はそれ自体本来の使用目的があり、それ自体変化し、あるいは周辺状況の変化に影響を受け、避難場所の安全性について変化が起こりえる。したがって、避難場所については、その選定についてはもちろん選定後も一定期間ごとに安全性について調査研究する必要がある。

- (1) 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査。
- (2) 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (3) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と避難の円滑化方策の調査研究
- (4) 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風における避難場所の安全性の調査研究

5 緊急輸送路網に関する調査研究

地震発生後の関係機関による応急対策の実施にあたり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要であり、効果的な緊急輸送を行えるように迅速な緊急輸送路の確保等について調査研究をする必要がある。

- (1) 広域応援に活用する路線と他都道府県との連携を図るための道路情報施設などの調査研究
- (2) 防災拠点を連携する道路の調査研究（各道路管理者の連携）
- (3) 鉄道被害の代替機能の確保の調査研究
- (4) 緊急輸送路の余分の確保に関する調査研究

6 震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時において、地震情報、被害情報、被災地の状況に関する情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝えることが極めて重要となる。したがって、本市の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下での情報伝達において、最も効果的な情報の「伝え方（メディア）」「内容」及び緊急地震速報の活用等に関する調査研究並びに災害情報システムに関する調査研究等を行う必要がある。

7 震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時において、生命の維持、確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安からパニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。

したがって、こうした大地震発生後の物価の高騰等経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮した上で調査研究を行う必要がある。

8 震災時の生活確保に関する調査研究

震災時において、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅等を供給し、その生活を確保することは、地震発生後の社会的混乱防止をする意味からも極めて重要である。したがって、大地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等に関する調査研究を行う必要がある。

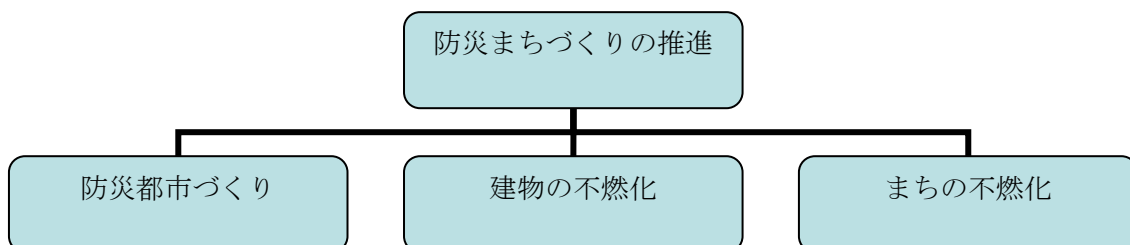
9 震災復興に関する調査研究

地震により被災した市民の生活や企業等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。したがって、事前に震災復興のあり方、行政上の手続き等について調査研究を行う必要がある。

第2節 防災まちづくりの推進

延焼の危険性は、基本的には、道路拡幅や公園等空地の確保等都市基盤の整備や建物の不燃化など市街化地内に延焼遮断空間を確保することによって改善される。市は、長期的な視野にたって都市計画及び各種の都市基盤事業計画等を定め、それに基づき、事業を推進し、まちの不燃化を図るとともに、建物自身の不燃化を進め、防災まちづくりを推進する。

□ 対策の体系



第1 防災都市づくりの推進〔建設部〕

地震に強い都市づくりを効果的に推進していくためには、地震災害時に危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、計画的、重点的な事業を推進する必要がある。

そのため、今後、入間市防災まちづくり計画の策定調査を実施し、都市防災構造化のためのマスタープランとなる防災まちづくり計画の策定を検討するとともに、市、市民及び事業者が一体となった防災都市づくりを進めていく体制の確立を図る。

第2 建物の不燃化〔建設部〕

1 防火地域及び準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ばないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものである。

都市の中心部で商業施設が建ち並び、人通りや交通量が多い地域や災害時に緊急車両が通る幹線道路沿いの地域には防火地域を指定し、住宅などの建物が密集している地域は準防火地域を指定すると定めている。

市は、防火地域及び準防火地域を積極的に指定し、建築物の不燃化の推進していく。

2 屋根不燃化区域

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、指定の拡大を図る。

3 建築物の防火の促進

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

第3 まちの不燃化〔建設部・環境経済部〕

1 都市防災不燃化促進事業の促進

昭和55年に創設された都市防災不燃化促進事業（国土交通省）は、大震火災等緊急時における住民の生命の安全を確保するため、避難地及び避難路周辺の防災上重要な地域における不燃帯の形勢促進を図るものであり、災害に強い地域づくりの実現を図る上で重要な施策として積極的に推進していく。

2 都市防災構造化対策事業計画策定の推進

中央防災会議は、昭和58年5月「当面の防災対策の推進について」（第3次）を決定し、震災対策に係る重要事項として、都市防災構造化対策に関する事業計画の策定を指導するとともに、この計画に基づき所要の各種都市防災対策事業を計画的に推進することを定めた。この計画は、都市における地震災害の防除のため、当面、生命の安全確保を第一義としつつ、避難地及び避難路等の各種都市防災施設を緊急かつ総合的に整備することにより、都市防災構造化を推進していく。

3 公園等の整備

都市公園や緑地は都市において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエー

ションやスポーツ等の場として重要な役割をはたすと同時に、地震災害時における延焼防止あるいは避難地として防災上重要な役割をもっている。市は、小規模の公園も含めて都市効果の整備を積極的に推進するとともに緑地空間の確保及び保全を図る。

また、公園の整備にあたっては、災害時に避難所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、災害応急対策施設等の整備を行い、延焼速度低減に効果のある防火植栽の推進、民家の塀の生垣化の推進を図る。

『資料2 災害時の避難場所（公園）一覧』参照

4 緑地の保全

市街地の緑地は、市民の快適な生活環境や都市景観に寄与するだけでなく、地震災害時の火災延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っている。

このため、市は緑化事業等による建築物周辺の緑化、道路、河川における緑のネットワーク化、樹林地の保全等により、積極的に緑地の保全を推進する。

5 市街地再開発事業による整備

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、再開発事業を活用する。

また、市街化区域で実施している区画整理事業を活用し、燃えないまちづくりを推進する。

6 道路・橋りょうの整備

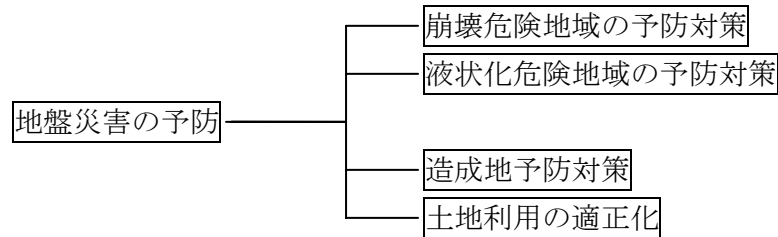
道路は、平常時における人や物の運送を分担する交通機能を持つばかりではなく、地震災害時には、避難、救援、救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有している。

このため、防災効果の高い広幅員の道路を重点的、計画的に新設、拡幅整備するとともに、地震災害時の橋りょうの破損は被災地の分断や孤立化を招くことが考えられるため、橋りょうについても架け替えや補強等を実施する必要がある。

第3節 地盤災害の予防

地震被害は、その地盤によって大きく異なるため、その被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施するとともに、災害時の被害の軽減を図るための諸対策を実施していくものとする。

□ 対策の体系



第1 危険箇所の予防対策〔建設部〕

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所については、災害の原因となるような行為の禁止と制限、または砂防設備を整備することを目的としていることから防止工事などの総合的な対策を推進する。

(1) 禁止または制限される行為

- ・切土、盛土等の土地の形状変更
- ・土砂等の採取及び岩石の採掘については、埼玉県知事（西部環境管理事務所経由）の認可を受けなければならない。
- ・工作物の新築、改築、増築又は除去
- ・家畜の放牧

これらの行為を行おうとするときは、指定地を管轄する飯能県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

『資料3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧』参照

『資料4 土石流危険渓流箇所一覧』参照

第2 液状化危険地域の予防対策〔建設部・水道部・防災関係機関〕

地震により市内の一部で、その地質等の関係により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

市は、県及び各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査結果を参考に対応していく。地震時に液状化現象が予測される地域の建造物等に対しては、各種対策工法を普及させ施設整備に反映させていく。

第3 造成地の予防対策〔建設部〕

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定

されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を促進する。なお、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

第4 土地利用の適正化〔環境経済部・建設部〕

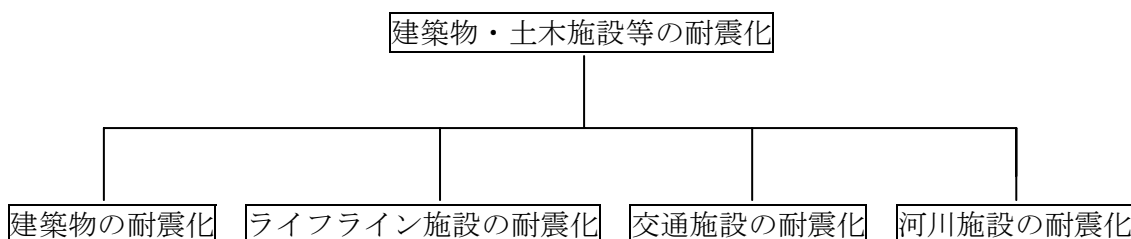
土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地の利用への誘導規制を図る。

第4節 建築物・土木施設等の耐震化

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設、道路、交通施設、河川およびその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生直後の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市、県及びその他関係機関は、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、建築物の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策とする。

□対策の体系



第1 建築物の耐震化等〔建設部〕

1 一般建築物の耐震化等

ここでは、所有者又は使用者が防災関係機関でない建築物を一般建築物と定義する。一般建築物の耐震化等は所有者または使用者の責務として行うものとし、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

(1) 建築指導等

建築基準法に基づき建築指導等を実施する。

(2) 耐震化対策

建築物所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い一般建築物の耐震性向上の促進を図るものとし、以下の対策を講じるものとする。

ア 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の設定

地震地盤・情報収集解析事業や防災アセスメント等の結果に基づき、重点的に耐震診断を指導すべき区域を設定し、当該区域における下記イ以降の耐震化対策に努めるものとする。

イ 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震相談、改修等に関する市民等の相談に応ずるため、相談窓口を設置する。

ウ 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

エ 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ市民への知識の普及に努める。

オ 建築士団体等の協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

カ 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(3) 窓ガラス等の落下防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス及び看板等落下による危険を防止するため以下の対策を講じる。

ア 落下防止対策の実施

商店街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。

イ 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

ウ 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、改修を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む）の倒壊防止をするため以下の施策を推進する。

ア 市街地内のブロック塀の実態調査

避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、アの実態調査に基づき危険なブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

2 市有建築物の耐震化

市は、それぞれの地域における公共建築物等の耐震性の強化並びに不燃化について、県の公共建築物等の耐震化対策に準じ、県の助言に基づき実施する。

3 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後の余震等による建築物及び宅地の二次災害の防止のための判定や防災上重要な建築物の利用の可否等についての判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、応急危険度判定体制や被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

(1) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定支援体制の確立

(2) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及、啓発

第2 ライフライン施設の耐震化〔建設部・水道部・防災関係機関〕

震災による上下水道施設の被害を最小限に止めるために関係施設の整備強化及び維持管理に努める。電気、ガス、電話施設についても各関係事業者に対し、関係施設の整備強化及び維持管理をお願いする。

第3 交通施設の設備強化〔建設部、防災関係機関〕

道路、鉄道等は震災時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担うため、各道路管理者、鉄道事業者は、施設の整備強化を図っていく。

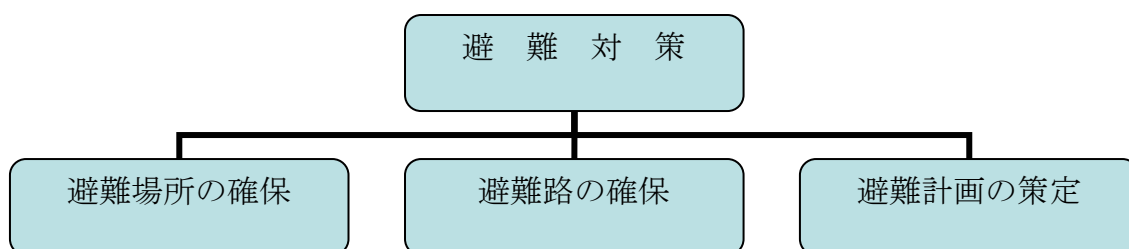
第4 河川施設の耐震化〔建設部〕

市は、河川管理者の予防対策に積極的に協力するとともに、本市域に係わる河川施設の整備を関係機関に要望していく。

第5節 避難対策

地震による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等被害を被った被災者、及び延焼拡大やがけ崩れの危険性が迫った地域の住民は、避難を余儀なくされる。このため、これらの住民の迅速かつ安全な避難を実施するための避難計画を策定する。

□ 対策の体系



第1 避難場所の確保〔市民部、消防本部〕

1 避難場所

本市では現在、小・中学校や都市公園、公民館等を中心に現在44箇所を避難場所として指定し、整備している。今後とも地域の社会特性や想定される被害特性を考慮し、新たな指定を検討する。

2 避難所

本市では、避難場所のうち体育館等の収容施設のある学校等を避難所として位置づけ、食料、生活必需品及び資機材を備蓄する備蓄品保管室、あるいは災害時の飲料水を確保するための耐震性貯水槽等の必要な施設の整備に努めるものとする。

3 一時避難場所

地震災害において、主として近隣の住民が一時的に避難する場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、各自主防災会ごとに定められている。市民が自主防災会活動等を通じて把握する。

4 避難場所表示板等の整備

これまで避難場所表示板、避難場所誘導標識板、避難場所案内板等の整備を推進してきたが、今後も改修等も含めて、一層の整備を図る。

第2 避難路の確保

市は、避難場所、避難所への避難路は、各自主防災会ごとの避難計画により、防災訓練で確認し、避難路の変更を含め安全管理に努める。

第3 避難計画の策定〔市民部、健康福祉部、教育委員会、消防本部〕

1 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会、自主防災会等を通じて、避難組織の確立に努める。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、取材地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (5) 避難場所の管理・運営に関する事項
- (6) 広域避難地等の整備に関する事項
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
- (8) 避難所の開放手順（夜間、休日等を中心に）
- (9) 避難所の単位での物資・資機材の備蓄
- (10) 避難所の管理・運営体制
- (11) 災害対策本部との情報連絡体制
- (12) 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員との役割分担
- (13) 災害時要援護者対策

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成し、避難の万全を期する。

3 学校の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の事態に即した適切な避難対策を立てる。

4 避難所の自治会運営体制の確立

避難された住民が速やかに組織化され、自主的な避難場所運営が行えるよう、各自治会（自主防災会）と運営体制について調整を行う。

避難所・避難場所一覧

収容人員計算は下記の計算式より算出した人数(建物、土地を合計したもの)

建物 建物面積の3分の1÷4㎡(1人あたりの占有面積)

土地 土地面積の2分の1÷4㎡(")

番号	種別	施設名	所在地	電話番号	面積(㎡)		収容人員
					土地	建物	
1	兼用	豊岡小学校	向陽台1-1-14	04-2964-5286	27,766	11,873	4,460
2	兼用	豊岡高等学校	豊岡1-15-1	04-2962-5216	42,806	24,420	7,380
3	兼用	向陽高等学校	向陽台1-1-1	04-2964-3805	38,006	27,456	703
4	兼用	豊岡中学校	向陽台2-1-20	04-2962-5274	28,007	16,792	4,900
5	兼用	東町公民館	東町3-1-35	04-2963-7503	1,633	740	260
6	避難場所	富士見公園	東町1-16		33,215		4,150
7	兼用	東町小学校	向陽台2-1009-3	04-2964-2220	28,000	14,655	4,720
8	兼用	東町中学校	向陽台2-1-22	04-2965-2631	28,010	16,105	4,840
9	兼用	高倉公民館	高倉4-6-20	04-2964-4626	2,158	515	310
10	兼用	高倉小学校	高倉4-14-7	04-2964-5288	19,637	10,592	3,330
11	兼用	市民会館	豊岡3-10-10	04-2964-2411	11,245	8,307	2,090
12	兼用	扇町屋公民館	扇町屋1-9-34	04-2962-4495	2,254	1,326	390
13	兼用	扇小学校	久保稲荷4-1195-2	04-2962-9005	22,061	9,671	3,560
14	兼用	向原中学校	久保稲荷3-34-1	04-2963-2131	29,461	19,529	5,310
15	兼用	久保稲荷公民館	久保稲荷3-9-3	04-2965-8448	1,422	1,125	90
16	現場本部	黒須公民館※4	黒須2-3-13	04-2962-7511		1,100	390
17	兼用	黒須小学校	春日町2-14-60	04-2964-4451	13,248	4,932	2,060
18	兼用	黒須中学校	鍵山3-13-17	04-2963-7501	29,294	17,432	5,110
19	兼用	武道館	鍵山3-10-20	04-2965-5551	4,870	3,663	910
20	兼用	黒須地区体育館	鍵山3-10-20	04-2965-8423	3,704	1,143	415
21	兼用	彩の森入間公園	向陽台2丁目	04-2960-1664	150,000		18,750
22	現場本部	東金子公民館	小谷田77-3	04-2962-7711		1,370	115
23	兼用	東金子小学校	小谷田1524	04-2964-3742	17,751	7,350	2,830
24	兼用	新久小学校	新久500	04-2936-0114	22,687	12,135	3,840
25	兼用	東金子中学校	小谷田451-1	04-2962-7118	28,044	15,392	4,780
26	兼用	東金子地区体育館	小谷田371	04-2962-5597	4,002	1,072	335
27	兼用	青少年活動センター	小谷田1681	04-2962-1005	37,591 ※1	2,223	1,435
28	兼用	入間高等学校	小谷田745	04-2964-2251	35,552	21,032	6,190

番号	種別	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)		収容人員
					土地	建物	
29	現場本部	金子公民館	寺竹535-1	04-2936-1171		1,802	150
30	兼用	金子小学校	西三ツ木150	04-2936-0211	17,751	8,860	2,950
31	兼用	金子中学校	西三ツ木187	04-2936-0131	24,797	15,714	4,400
32	兼用	農村環境改善センター	下谷ヶ貫915-3	04-2936-0906	9,253	3,030	1,400
33	現場本部	宮寺公民館	宮寺2405-1	04-2934-4466		864	70
34	兼用	宮寺小学校	宮寺594-1	04-2934-2014	11,748	6,048	1,970
35	兼用	宮寺地区体育館	宮寺567	04-2934-1565	5,184	1,188	740
36	兼用	武蔵中学校	宮寺3193	04-2934-2234	37,224	24,855	6,720
37	兼用	二本木公民館	二本木256-1	04-2934-2672	4,212	1,216	620
38	兼用	狭山小学校	二本木65-1	04-2934-2077	22,048	12,644	3,810
39	現場本部	藤沢公民館	下藤沢846-1	04-2962-6475		3,097	250
40	兼用	藤沢小学校	上藤沢384	04-2962-5252	21,611	6,353	3,230
41	兼用	藤沢南小学校	上藤沢52	04-2962-1921	21,322	12,629	3,710
42	兼用	上藤沢中学校	上藤沢146-2	04-2963-2658	26,764	17,206	4,770
43	兼用	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1	04-2962-8201	18,360	7,874	2,950
44	兼用	東藤沢公民館	東藤沢3-19-19	04-2962-6922	2,939	1,078	450
45	兼用	藤沢中学校	下藤沢1263	04-2962-7214	25,251	13,660	4,290
46	兼用	藤沢北小学校	東町7-1-19	04-2963-1601	19,499	10,770	3,330
47	兼用	藤の台公民館	上藤沢406-31	04-2964-7353	3,364	728	340
48	兼用	藤沢地区体育館	下藤沢988-1	04-2964-4242	11,609	1,072	1,540
49	避難場所	藤沢中央公園	下藤沢773-1		※2 10,730 4,500	※3 1,340 560	1,340 (1,100)
50	現場本部	西武公民館	野田496	04-2932-0033		1,345	110
51	兼用	仏子小学校	仏子165	04-2932-1201	22,863	10,923	3,760
52	兼用	西武中学校	仏子960-1	04-2932-2101	31,652	17,801	5,440
53	兼用	西武小学校	野田512	04-2932-0545	13,731	6,909	2,290
54	避難場所	新光中央公園	新光303-2		10,197	0	1,270
55	兼用	野田中学校	野田1741	04-2932-7301	15,424	29,054	4,340
56	兼用	西武地区体育館	野田1134-57	04-2932-2004	20,456	1,082	2,640
	合計	56か所			1,037,322	469,752	161,753

※1 山林を多く含むので使用可能面積を10,000㎡とする。

※2 上段は平成22年度に全て使用可能となった時の数値。下段は平成20年4月1日現在の数値。

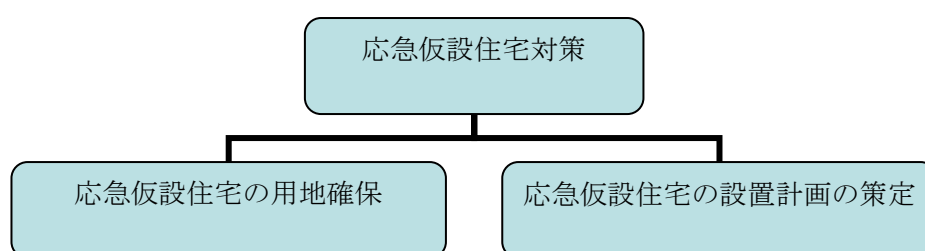
※3 収容人数の()内は大雨時の遊水機能(4000㎡)を除いた数値。

※4 最大人数を計上。

第6節 応急仮設住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの財力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅を迅速に供給するための体制整備を推進する。

□ 対策の体系



第1 応急仮設住宅の用地確保〔総務部、市民部、福祉部、建設部、教育委員会〕

1 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

- ア 飲料水が得やすい場所
- イ 保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住宅地域と隔離していない場所

2 応急仮設住宅の用地選定

市は、県及び市独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる応急仮設住宅建設予定地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

なお、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

3 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、想定された全焼、全壊、流世帯数をもとに算定する。

ただし、被害が大規模な場合は、基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、市は、できる限り多くの用地の確保に努めるものとする。

4 適地調査

市は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。

第2 応急仮設住宅の設置計画の策定〔総務部、市民部、福祉部、建設部、教育委員会〕

1 応急仮設住宅の設置計画の策定

(1) 応急仮設住宅の設置計画の策定

市は、以下のことを明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

ア 入居基準及び災害時要援護者に対する配慮

市は、県及び市独自の入居基準に従い、入居者を選定するものとする。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、災害時要援護者に配慮するものとする。

イ 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

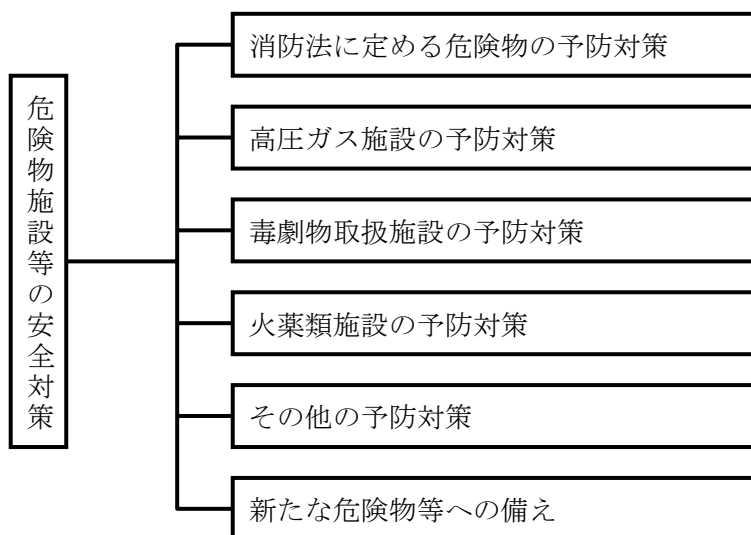
ウ 応急仮設住宅の管理

市は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行うものとする。

第7節 危険物施設等の安全対策

地震による危険物施設等の災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化、施設自体の耐震性能や危険物施設等の安全性向上等の防災対策を推進する。

□ 対策の体系



第1 消防法に定める危険物の予防対策〔消防本部〕

過去の震災例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、液状化等による要因で危険物施設が損傷を受けることがある。

このため、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第2 高圧ガス施設の予防対策〔環境経済部、消防本部〕

過去の震災例に基づき、高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。

このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第3 毒物及び劇物取扱施設の予防対策〔環境経済部、消防本部〕

毒物及び劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、事業所に対する安全対策の普及啓発を図る。

第4 火薬類施設の予防対策〔環境経済部、消防本部〕

火薬類は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取り扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、市は実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第5 その他の予防対策〔環境経済部、消防本部〕

- 1 最近注目されている新たな危険物等として先端産業で用いられるシラン等の特殊材料ガス及び細菌等がある。これらについても法令である程度の規制はなされているものの、万一の事故を考慮し、市はその実態把握に努めるとともに、普及啓発を図る。
- 2 すべての危険物等に関して実態が明らかになっているわけではないので、今後、これらの危険物等の実態把握に努める。

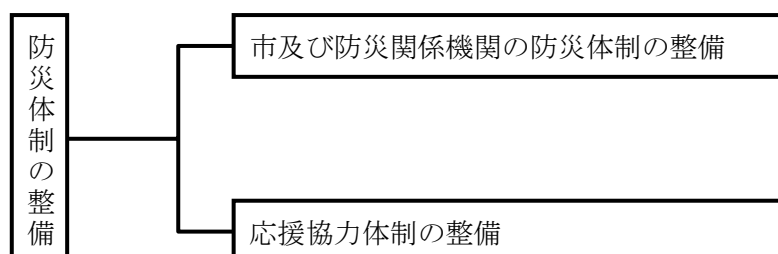
第6 新たな危険物等への備え〔環境経済部、消防本部〕

半導体、新素材及びバイオテクノロジー等の先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、危険物等の流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化・多様化・複雑化に備えた安全対策指針の整備が今後必要である。

第8節 防災体制の整備

総合的かつ円滑な災害対策の推進を図るため、県、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化して災害対策の万全を図る。

□ 対策の体系



第1 市及び防災関係機関の防災体制の整備〔各部、防災関係機関〕

1 市の防災体制整備

ア 震災対策計画の策定及び周知徹底

市は、災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域性に対応した防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画を作成し、対策推進を行う。

また、作成した震災対策計画を研修等を通じ、職員に対し周知徹底を図る。

イ 震災対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

市は、作成した震災対策計画に基づき、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、職員に対し周知徹底を図る。

2 防災関係機関の組織の整備

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、震災応急対策に係る活動要領（マニュアル）の作成等、自らの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

第2 応援協力体制の整備〔市民部〕

大規模地震災害時には、全市域にわたる大きな被害を受けることも考えられるため、本市の防災体制のみでは発生災害のすべてに対応できないことが予想される。

このため、地震災害時における相互応援を目的として、他市町村及び防災関係機関

等と応援協力体制の整備を推進する。

1 市町村間の相互応援

市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

また、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2 防災関係機関等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する防災関係機関に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(1) 公共的団体とは以下のものをいう

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業(協)、漁業(協)、商工業(協)、商工会、婦人会、母子愛育会、土地改良区等

(2) 協力体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう整備を図る。また、協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

4 市内業者等との協力体制の確立

地震災害時における応急対策等に積極的な協力が得られるように、平常時から市内業者等との協力体制の確立を図る。

『資料5 防災協定先一覧』参照

第3 事業所等の防災組織の整備〔市民部、環境経済部、消防本部〕

1 基本的な考え方

大規模な地震災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、自主防災組織の構成員である地域住民が日中、都内等に通勤して不在のケースも多い。したが

って市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災意識

市は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災意識

市は、危険物施設における予防規定及び防災組織の活動等に対し、必要な助言を行い、自主的な防災意識の充実を図る。また高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っている。これらの特殊性から震災時には、一般市民からの援助は期待が困難であり、また、消防機関の活動もおおのずから限界がある。したがって、専門的組織を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を強化し、相互に補完しあって防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導、助言を与えその育成強化を図る。

(3) 事業所内の防災組織

市は、各事業所が既存の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(4) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため自主防災組織の整備を促進して、民間協力機関の充実を図る。このため、特に以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

ア 民生委員、日赤奉仕団及び自治会

イ 農林商工関係団体

ウ P T A、婦人会、母子愛育会及びその他の市民団体

エ その他の公共的団体

第4 ボランティアの活動環境の整備〔企画部、社会福祉協議会〕

地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動に重要な役割を担うことから、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力や体制を平常時から構築する必要がある。

1 災害ボランティアセンターの整備

地震災害時のボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を必要とするボランティアと、避難場所等における被災住民の世話や救援物資の仕分け、炊き出し等資格を必要としないボランティアがある。

本市においても大規模な地震災害が発生した場合、全国からボランティアが参集することが予想される。このため、入間市社会福祉協議会と協力し、地震災害時にボランティアの受け入れ、ボランティア活動の調整などを実施するために、災害ボランティア制度の整備を推進する。また、ボランティアの登録及び派遣並びに災害ボランティアセンターの運営方法について、ボランティア団体と調整しながら、運営マニュアルの作成に努める。

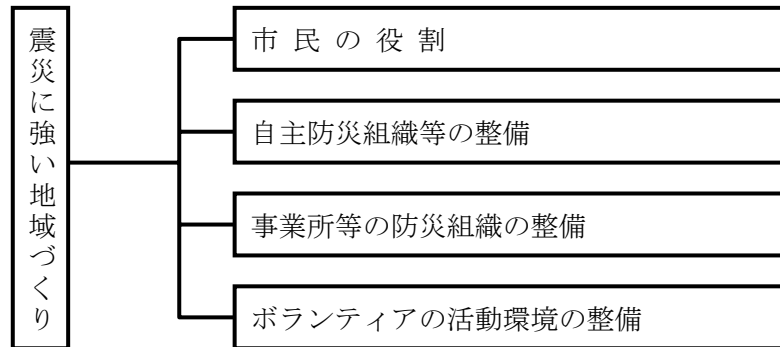
2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知

市は、市民に対し、埼玉県防災ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行っていく。

第9節 震災に強い地域づくり

大規模地震等による被害の軽減を図るため、市民の役割を明確にして、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進して、地域防災体制が確立した震災に強い地域づくりを進める。

□ 対策の体系



第1 市民の役割〔市民部、消防本部〕

市民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を行うものとする。

1 平常時の役割

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災用品、非常持出品の準備
- (4) 一人3日分の飲料水・食糧の備蓄
- (5) 最小限の生活必需品の備蓄
- (6) 家具類の転倒防止や窓ガラスの落下防止
- (7) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全化
- (8) 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- (9) 市や自主防災会等が実施する防災訓練への参加
- (10) 町内会や自治会等が構築する地域の協力・協同体制への参画
- (11) 可能な範囲での近隣の災害時要援護者の把握と交流
- (12) 災害時要援護者がいる家庭は、住民組織や市へ可能な範囲で事前に通知
- (13) 地震保険への加入

2 災害時の役割

- (1) 適切な初期消火

- (2) 地域住民共助による近隣の負傷者・災害時要援護者の救出・救助
- (3) 避難場所での自主的な活動
- (4) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (5) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織等の整備〔市民部、消防本部〕

大規模な地震災害が発生した場合には、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合い、すなわち『自分たちの地域は自分たちで守る』という基本理念のもと、市民自らによる出火防止、初期消火及び被災者の救出救護・避難等を行うことが必要である。このため、地域の密着した自主防災組織の結成等を促進する。入間市では現在121の自主防災会が組織されている。

1 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域既存コミュニティである自治会等を活用し組織する。

2 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- (1) 地区防災計画の策定
- (2) 地区防災カルテ・マップの作成
- (3) 地区防災拠点の確立
- (4) 会員への防災意識の啓発・防災対応の徹底
- (5) 防災訓練の計画と実施

[災害発生直後]

- (1) 自主防災組織の編成・出動
- (2) 地区の沈静化
- (3) 被害状況の報告（災害対策本部、現場本部へ報告）
- (4) 地区住民の生死確認と避難必要住民の誘導
- (5) 負傷者の収容と救護
- (6) 生存不明者の搜索
- (7) 初期消火の実施
- (8) 避難所の運営活動の実施

[災害沈静後]

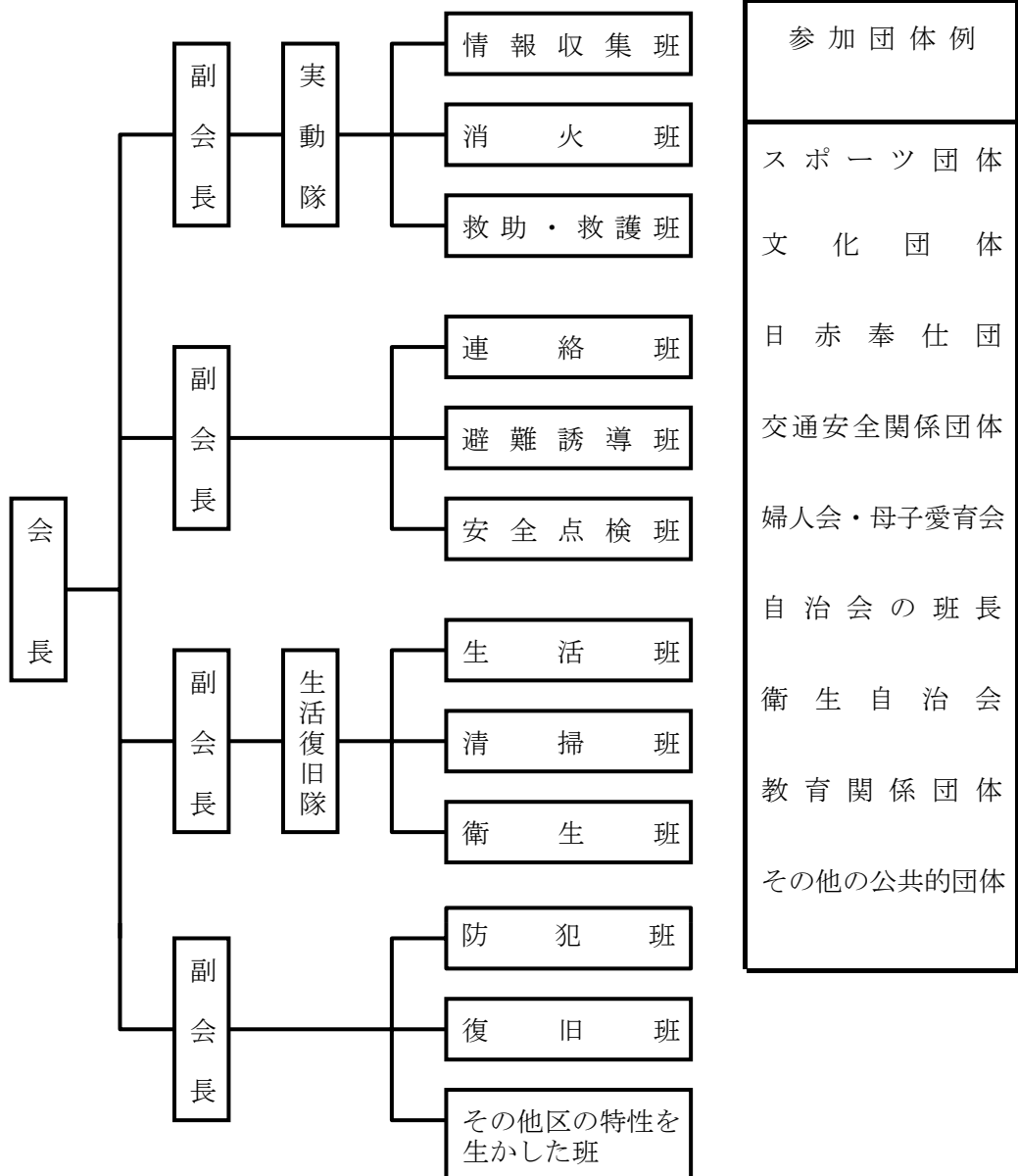
- (1) 地区住民の一時的生活の保障
- (2) 地区内の復旧
- (3) 地区復旧の今後についての調整

以上のような活動内容が考えられるが、活動内容は地域によって若干の差がでると思われる。

3 自主防災組織の育成

- (1) 防災講演会や研修会を開催するとともに、パンフレットやリーフレットを作成・配布し、自主防災組織活動の重要性や役割を啓発する。
- (2) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修を実施し、組織的活動を支援する。
- (3) 自主防災組織の活動及び資機材の整備に対する補助金の交付を実施する。

自主防災組織図（例）



第3 事業所等の防災組織の整備〔消防本部〕

1 基本的な考え方

大規模な地震災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、入間市においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間都内等へ通勤して不在のケースも多い。したがって、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

2 防災組織の整備

(1) 施設内の防災組織

市は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

市は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っている。これらの特殊性から震災時には、一般市民からの援助は期待が困難であり、また、消防機関の活動もおのずから限界がある。したがって、専門的組織を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与えその育成強化を図る。

(3) 事業所内の防災組織

市は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

(4) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進して、民間協力機関の充実を図る。このため、特に以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

ア 民生委員、日赤奉仕団及び自治会等

イ 農林商工関係団体

ウ P T A、婦人会、母子愛育会及びその他の市民団体

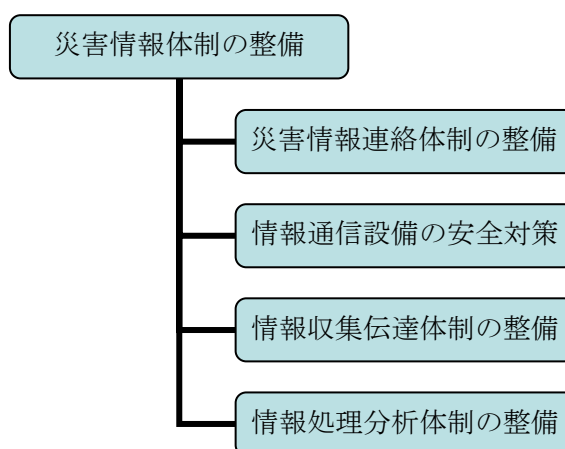
エ その他の公共的団体

第10節 災害情報体制の整備

市、県及び防災関係機関が的確に防災対策を実施するためには、大規模地震時に生じる多種多様かつ、多量の災害情報を迅速的確に収集、伝達、処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

このため、市、県及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓を踏まえ、総合的な災害情報システムを構築する。

□ 対策の体系



第1 災害情報連絡体制の整備〔市民部、消防本部、防災関係機関〕

大規模地震が発生した場合には、大量の災害情報が発生するため、これらの災害情報を、市及び防災関係機関の相互間で迅速かつ的確に収集、伝達、処理するネットワークの構築及び通信機器の整備を図る必要がある。

1 災害情報ネットワークの構築

市は、災害対策本部、地域防災拠点、消防本部及び防災関係機関等が情報を迅速に収集、伝達するとともに災害情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

2 防災関係機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先等を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が夜間、休日を含め円滑に実施できるように日頃から連携を図る。

第2 情報通信設備の安全対策〔市民部、総務部、消防本部、防災関係機関〕

地震災害時に通信システム等が十分機能し活用できる状態に保つために市及び防災関係機関は、次のような安全対策に努める。

- 1 非常用電源の確保
停電に備えて、バッテリー、自家発電設備、移動携帯式電源等の整備を図る。
- 2 地震動への備え
災害情報を処理するコンピューター等が設置されている場所には、振動を緩和する免震床を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。
- 3 システムのバックアップ
市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるように、バックアップ体制の整備に努める。

第3 情報収集伝達体制の整備〔市民部、消防本部〕

1 情報収集体制の整備

市内の情報収集体制

市は、当該地域や施設に関する市内の被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制の整備に努める。

- ア 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- イ 既存のシステム等のオンラインリンクシステム
- ウ 市防災行政用無線システム
- エ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- オ 駆けつけ通報等

2 情報伝達体制の整備

市及び防災関係機関等は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所に対し被害情報等を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATV、インターネット、FMラジオ放送、道路情報表示板等を有効に活用する。

3 市防災行政用無線（固定系）の現況

『資料6 防災行政無線子局設置場所一覧』を参照

4 市防災行政用無線（移動系）の現況

基地局	1	ぼうさいいるま
車載局	19	ぼうさいいるま1、2、3、5、6、8～20
携帯局	3	ぼうさいいるま4、7、21

5 災害時優先電話及び災害地特設公衆電話の現況

施設名	設置数	回線数
入間市役所	1	8
市役所支所	6	6
水道関連施設	5	5

施設名	設置数	回線数
救護所（保育所・幼稚園）	13	13
公民館等	17	17
小学校	16	16
中学校	11	11
市長室	1	1
副市長室	1	1
市長（自宅）	1	1
副市長（自宅）	1	1
合計	73	80

『資料7 災害時優先電話一覧』参照

6 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障のないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的を実施する。

第4 情報処理分析体制の整備〔市民部、消防本部、各部、防災関係機関〕

1 災害情報の種類

(1) 災害時に取り交わされる情報

- ・観測情報 ⇒ 地震計等からの情報
- ・被害情報 ⇒ 物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
- ・措置情報 ⇒ 県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報
- ・生活情報 ⇒ ライフライン等生活情報に関する情報

(2) 事前に準備すべき情報

- ・観測情報 ⇒ 地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
- ・被害情報 ⇒ 防災組織、対策基準、基準等の情報

2 災害情報データベースシステムの整備

市及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集、蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

市及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備に努める。

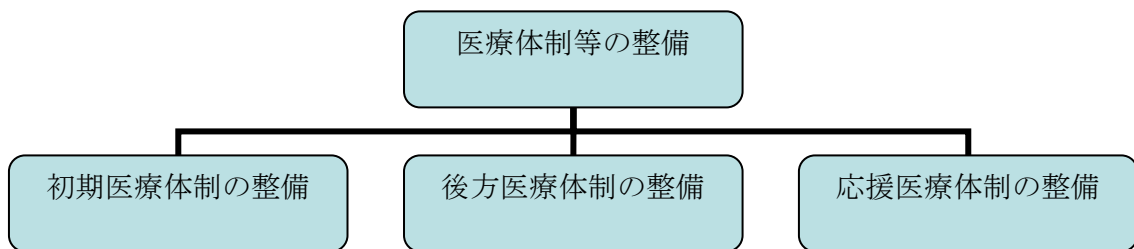
第11節 医療体制等の整備

地震発生時は、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

震災時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療、傷病者の搬送先となる後方医療及び地域内、あるいは他市町村との医療応援について整備する。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

□ 対策の体系



第1 初期医療体制の整備〔市民部、福祉部、健康福祉センター〕

1 初期医療体制の整備

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、薬業会、救護関連ボランティア団体、自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 救護班の編成
- (3) 救護班の出動
- (4) 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- (5) 備蓄医薬品等の種類及び数量の確保

『資料8 救護所一覧』参照

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、震災時の初期医療をより円滑に実施するために、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対して応急救護を行う等、救護班の活動を支援するための要領を定める。

3 医薬品等の備蓄体制の強化

健康福祉センター、各小中学校、各保育所、公立幼稚園に大型救急箱等を配置し

て医薬品の備蓄に努める。

4 トリアージタック（負傷者選別標識）の周知徹底

初動期における医療処置の迅速化を図るため、治療を必要とする重症度・緊急度に基づいて優先度を識別表示したトリアージタックの周知徹底を図る。

第2 後方医療体制の整備〔消防本部〕

1 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関で対応できない重傷者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院、県立病院、国立病院、公的病院、地域の中心的な病院等とする。

2 後方医療機関としての機能

震災時、後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

- (1) 既存入院者などの治療の継続
- (2) 震災による傷病者の受け入れ
- (3) 救護班の派遣

3 後方医療機関としての機能確保

後方医療機関となる医療機関は、震災時の医療機能を確保するため必要な防災措置をとる。

4 後方医療機関の受け入れ状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と消防本部等間における十分な情報連絡機能を確保するために災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第3 応援医療体制の整備〔市民部、健康福祉センター〕

1 広域医療協力体制の確立

震災時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師不足及び医薬品や医薬用資機材の不足等の問題が生じる。これらの広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、市外地域からの応援活動について、広域的協力を得るための体制の整備を図る。

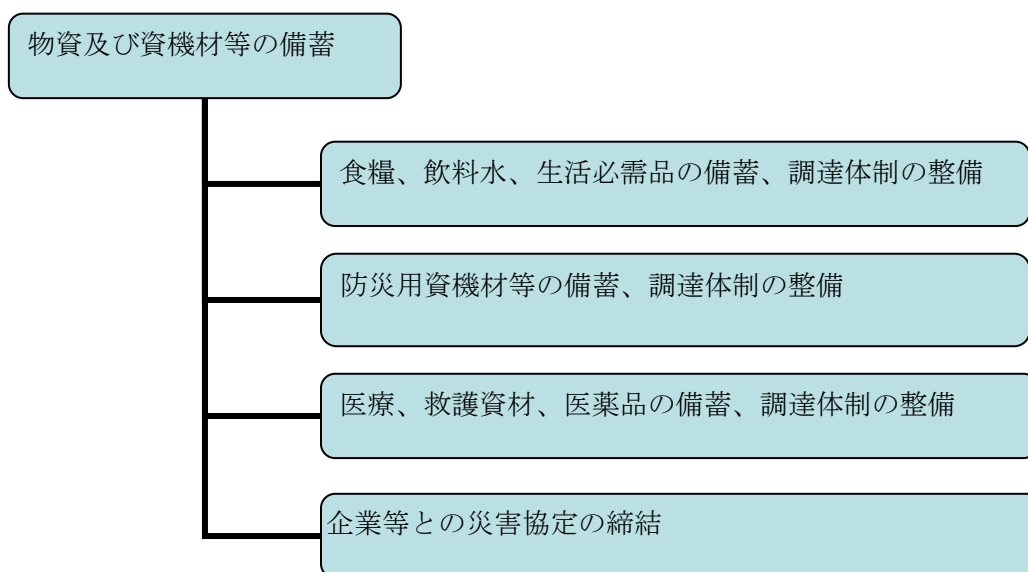
2 応援要請のための情報連絡体制の整備

震災時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援について情報連絡をするための連絡網の整備、関連自治体、関係機関との連携等積極的に体制強化を図る。

第12節 物資及び資機材等の備蓄

大規模な地震が発生した直後の市民の生活を確保するため、食糧、生活必需品、飲料水、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

□ 対策の体系



第1 食糧、生活必需品、飲料水、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備〔市民部、福祉部、水道部〕

1 食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 食糧の備蓄

ア 基本事項

(ア) 実施主体

市民、市、県が行う。

(イ) 食糧、給与対象者

地震時の食品給与の対象者は、被災者及び災害救助従事者とする。

(ウ) 目標数量

市は、地震被害想定調査に基づく最大被災人口の概ね1日分に相当する量の備蓄を目標とする。なお、災害救助従事者分についても同様とする。

これは、地震により輸送路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることから、市民に対しても最低3日分の食糧等の備蓄をお願いする。

(エ) 品目

地震直後のり災者のための食糧としては調理不要の品目が望ましく、それ以降は、炊き出しに適した調理の容易な品目が望ましい。

また、備蓄品としては保存期間が長く、かつ調理不要のものが望ましく、調達品としては多様なニーズに対応したものが望ましい。主な品目は以下に示すとおりである。

- | | |
|---------------|--------------------|
| A 主食品 | アルファーマイ、乾パン、クラッカー等 |
| B 乳児食 | 粉ミルク、離乳食等 |
| C その他の食品 | シチュー等 |
| D 災害時要援護者向け食品 | おかゆ等 |

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び各現場本部（支所等）、健康福祉センター、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備するとともに、市内各地区へ備蓄拠点を整備する。

ウ 食糧の備蓄計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、食品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食品の備蓄計画を策定しておくものとする。

エ 食糧の備蓄

市は、ウの備蓄計画に基づき、被災者及び災害救助従事者のための応急食糧の備蓄を行う。

(2) 食糧の調達

ア 食糧の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握し、食品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食品の調達計画を策定及び更新しておくものとする。

イ 食糧の調達体制の整備

市は、アの食品の調達計画に基づき、協力関係団体と十分協議して、その協力を得られるように、物資等の調達に関する契約及び協定を締結する。

(3) 食糧の輸送体制の整備

市は、食品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食品の輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

(4) 食糧集積地の指定

食糧等の集積地については、市民体育館及び各地区体育館とする。

2 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品の備蓄

ア 基本事項

(ア) 生活必需品の給（貸）与対象者

震災時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住居に被害を受け、日常的

に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 目標数量

地震被害想定調査に基づく最大避難者数約6,000人に相当する量を目標とする。

(ウ) 品目

a 寝具 b 外衣 c 肌着 d 身回り品 e 炊事用品 f 食器 g 日用品
h 光熱材料 i 簡易トイレ j 情報機器 k 災害時要援護者向け用品

イ 備蓄場所

市は、防災センター及び各現場本部（支所）並びに避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備するとともに、市内各地区へ備蓄拠点を整備する。

ウ 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

エ 生活必需品の備蓄

市は、ウの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(2) 生活必需品の調達

ア 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

市は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

(3) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

3 飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 飲料水の確保

水道施設の配水池及びその他の公共施設等の受水槽等に貯留している水を最大限確保する。

ア 拠点給水所の設置

浄水場(1)、配水場(5)、水源地(1)、配水池(3)、加圧場(1)、耐震性貯水槽(1)の12ヶ所に給水施設を設け拠点給水所とする。

イ 一日当たりの目標水量

被災後の時間経過に伴い、次に示す水量を確保目標とする。

	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内
段 階	第 1 段 階	第 2 段 階	第 3 段 階
目 標 水 量	3ℓ/人日	20～30ℓ/人日	100ℓ/人日
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事・洗面等の最低生活用水	生活用水の確保
給 水 方 法	拠点給水、運搬給水	仮設拠点給水所、拠点・運搬給水	仮設給水所の増設
給 水 地 点	指定避難場所	住居から 500m 以内	住居から 250m 以内

ウ 給水方法

拠 点 給 水	浄水場・配水場に仮設給水栓（給水車への給水栓として）を設置して給水する。
運 搬 給 水	給水車・給水タンク積載車・散水車等により飲料水を指定避難場所に輸送し給水する。
仮 設 給 水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。 仮設貯水槽を設置し給水する。

(2) 応急給水資機材の備蓄・調達

市は給水タンク、ポリ袋等の応急給水資機材について、備蓄体制及び災害時における調達体制の整備を図る。

ア 備蓄体制 備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 調達体制 応急給水資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

【入間市水道部防災計画による】

(3) 災害用指定井戸及び災害用深井戸

地震災害等の大災害が発生した場合、市災害対策本部の給水対策が整うまでの間、市民に自主的に活用してもらうための施設として指定している。そのため、市は毎年1回の井戸水の検査を行う。

『資料9 災害用指定井戸所有者一覧』参照

第2 防災用資機材等の備蓄〔市民部、建設部、消防本部〕

1 全体計画

(1) 基本計画

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行われなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行うこととする。

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 目標数量

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

- ① 仮設トイレ
- ② 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ③ 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等
- ④ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ⑤ 発電機
- ⑥ 投光機
- ⑦ 炊飯器
- ⑧ テント

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、各現場本部や避難所単位で備蓄場所を整備していくものとする。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、震災時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織での備蓄体制も依頼していくものとする。

(3) 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、震災時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

2 現 況

(1) 備蓄状況

『資料10 防災センター備蓄品目一覧』参照

第3 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備〔総務部、市民部、健康福祉センター〕

1 全体計画

(1) 基本事項

ア 利用対象者

震災時の医療及び助産救護活動を行う市及び県が要請した機関とする。

イ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害時用医療資機材セット等の医療救護資機材と、消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

ウ 備蓄場所

- ① 防災センター
- ② 各現場本部（支所）
- ③ 各避難場所

(2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し、震災時の医療及び助産活動のための医療救護資機

材、医薬品の備蓄及び調達計画を策定しておくものとする。

(3) 医療救護資機材、医薬品の備蓄

ア 市は、(2)の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、震災時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

イ 震災時の医薬品備蓄施設における、医薬品等資機材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

市は、(2)の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、震災時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会をはじめ、県、近隣市及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

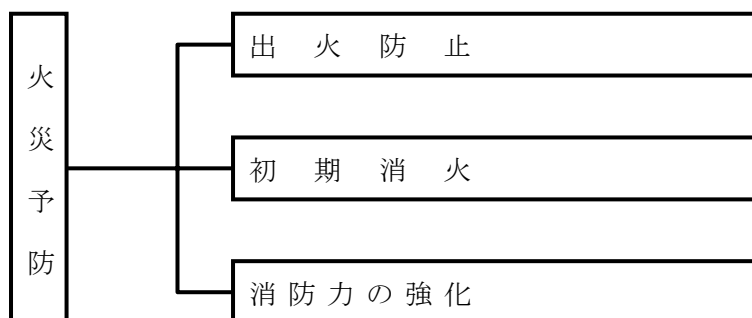
第4 企業等との災害協定の締結

市は、上記の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備等を補完もしくは実行するため、市内外の企業等とあらかじめ災害協定を締結し、緊急物資の調達体制を図るものとする。

第13節 火 災 予 防

地震によってもたらされる被害のうち、地震火災は、発災時の気象状況や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策を推進する。

□ 対策の体系



第1 出火防止〔消防本部〕

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震安全装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等には対震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、正しい使用方法や安全管理方法の徹底を図る。
- (3) 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切に管理を行う。

引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火〔消防本部〕

1 地域住民による初期消火体制の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織と活動力の一層の向上を図り、バケツリレーや消火器による初期消火体制を整備し、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

2 事業所の防火管理の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

3 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化に努める。

第3 消防力の強化〔消防本部〕

1 消防資機材の整備

消防本部においては、消防ポンプ車、化学消防車及びはしご付ポンプ車等の日常火災に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備をも進めることとする。消防団においては、消防ポンプ車を中心に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付き積載車の整備に努める。

2 消防水利の整備

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。市及び県は、これまで防火水槽の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

3 消防団の育成

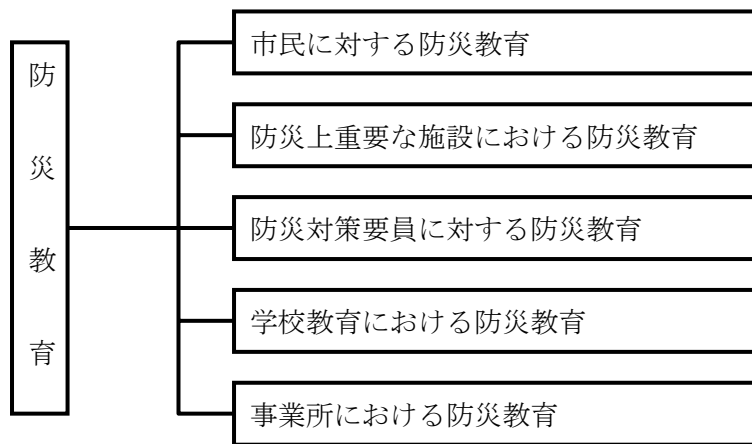
消防団は、震災時には常備消防の活動を補充し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市は、消防団を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、地域住民への防災指導をより一層努める。

第14節 防 災 教 育

地震による被害を未然に防止し軽減を図るためには、市及び県、防災関係機関等による各種の災害対策を推進すると同時に、住民一人一人が地域と生活を自らの手で守る気構えと行動が重要となる。

市及び県、防災関係機関等は生涯を通じた体系的な教育により、住民の災害対応力を高めるとともに、住民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する。

□ 施策の体系



第 1 市民に対する防災教育〔市民部〕

1 市民向けの防災教育の内容

市及び県は以下のような市民向けの防災教育を実施する。

- (1) 地震の起きるしくみと予想される被害
- (2) 地域の地震危険度
- (3) 災害状況別の行動指針
- (4) 平常時から実施すべき地震への備え
- (5) 地震防災対策の現状
- (6) 緊急地震速報を受けたときの対応行動

2 防災学習センターの活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センターを活用し、広く市民一般に対して継続的に防災教育を実施する。

3 PR資料の作成配布

広く市民に向けた防災に関するPR資料を作成、配布し、主に防災知識の普及啓発を図る。

PR資料としてはポスター、リーフレット、小冊子、図書及び広報紙等が挙げられ、教育対象に応じた適切なメディアを選択して作成、配布を行っていく。

4 防災教育用設備、教材の貸出

市は防災教育に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

5 講演会・研修会

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き講演会・研修会を開催する。

6 マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。

また、適宜、入間ケーブルテレビ及びFM茶臼の市広報番組等を活用し、防災教育を実施していく。

第2 防災上重要な施設における防災教育〔環境経済部、福祉部、健康福祉センター、消防本部〕

1 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲を生む危険性があるため、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等十分な教育、訓練活動を行う。また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練などにより、平常時より連携を深めておく。さらに、日ごろから地震防災応急計画（消防計画）について、従業者、入所者に対して十分な周知を図るとともに防災意識の高揚に努める。

2 ホテル及び旅館における防災教育

宿泊客の安全を図るためには、災害時の災害情報の宿泊客への周知と、避難誘導が最も重要である。

このため従業者に対して、消防設備、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

また、宿泊客に対しても避難等の災害時の対処について掲示板・チラシ等を通じて理解を得る。

3 その他

高層マンション等建築物、駅、大規模小売店及びレクリエーション施設等不特定多数の人々

が集まる施設においては、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう十分に防災教育及び訓練を実施しておく。

第3 防災対策要員に対する防災教育〔企画部、市民部〕

1 市職員に対する防災教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる県及び市職員については震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、以下に示すような防災教育を行う。

(1) 防災ハンドブックの配布

発生時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び知識等を簡潔に示した『防災ハンドブック』を配布し、周知を図る。

防災ハンドブックの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

- ア 初動参集・動員基準
- イ 参集途上の情報収集
- ウ 救助、応急手当
- エ 初期消火
- オ 避難誘導
- カ 避難所の開設・運営
- キ 災害情報のとりまとめ
- ク 広報活動
- ケ その他必要な事項

(2) 現地訓練の実施

地域における防災対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導員として、研修会、講演会等を実施する。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、初期の目的を達するための防災教育を実施する。

第4 学校教育における防災教育〔教育委員会〕

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施及び県、市が整備を進める防災教育拠点での体験会等を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第5 事業所における防災教育〔環境経済部、市民部、消防本部〕

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

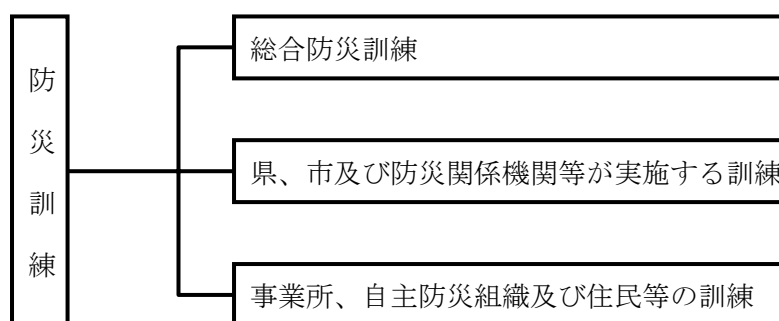
市は、事業所における防災教育のテキスト、研修マニュアル等を作成し、その普及に努める。また、優良防災事業所の表彰、コンクール等を主催し、全体の底上げを図る。

第15節 防 災 訓 練

災害発生時に迅速かつ確かな行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、実際的な想定に基づく防災訓練は、計画の熟知、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民との間の協調体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等、副次的な効果も高く、継続的に実施していく。

□ 対策の体系



第 1 総合防災訓練

大規模な地震の発生を想定し、地震後の対策を網羅的かつ総合的に実施する総合防災訓練を地域と合同で実施し、災害対応力強化と防災関係機関相互の協力連携体制の確立・確認を図る。

1 訓練項目

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れる。

(1) 市及び県を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、自主防災組織等の活動支援訓練等

(2) 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等

(3) 自主防災組織・住民を主とするもの

初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、災害時要援護者等の安全確保訓練、避難訓練・避難誘導訓練等

第2 市及び防災関係機関等が実施する訓練〔市民部、福祉部、教育委員会〕

市、指定公共機関をはじめとする各防災関係機関は、震災時の対策活動の中心的役割を迅速的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し、実施していくものとする。

1 避難訓練

(1) 市による避難訓練

地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

(2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

2 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

3 緊急輸送道路の応急復旧訓練の実施

市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、国、県、警察等の関係機関と連携して訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練〔市民部、消防本部、防災関係機関〕

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めていく。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

2 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防署の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施していく。

訓練項目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び災害時要援護者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

3 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

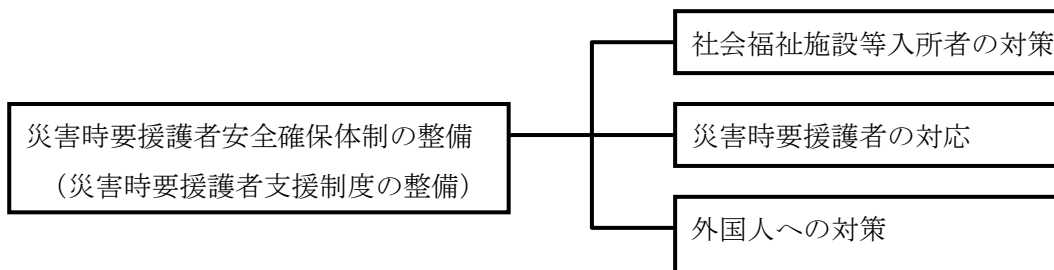
また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施していく。

第16節 災害時要援護者等の安全確保体制の整備

近年の災害では、高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障害者等災害対応能力の弱い者並びに言葉や入間市の地理に詳しくないために配慮しなければならない旅行者、文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「災害時要援護者」という。）が災害の発生時において、被害を受ける場合が多くなっている。

このため、災害時要援護者安全確保体制の整備として、少子高齢社会、国際化社会に対応するため、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進し、災害時の安否確認が迅速に行えるよう、災害時要援護者支援制度の整備やマニュアルの作成を行う。

□ 対策の体系



第1 社会福祉施設等入所者の対策〔市民部、福祉部、施設管理者〕

1 地震対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「震災対策計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市はこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否確認情報の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の

避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援システム確立

市は、市内の施設を地区ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地区内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

5 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

6 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行い、県及び市はこれらの安全対策について指導する。

7 食糧、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市はこれを指導する。

- (1) 非常用食糧（特別食を含む）（3日分）
- (2) 飲料水（3日分）
- (3) 常備薬（3日分）
- (4) 介護用品（3日分）
- (5) 照明器具
- (6) 熱源
- (7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「震災対策計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間の職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、市及び県はこれを促進する。

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティ

ア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請時の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

第2 災害時要援護者の対応〔市民部、福祉部〕

1 災害時要援護者支援制度の整備

市は、災害時要援護者支援制度を整備し在宅災害時要援護者の把握に努め、避難支援及び避難支援計画を策定し災害時の迅速な安否確認に努める。

2 安否確認システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する安否確認システムの整備に努める。

3 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備を促進する。

4 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保、手話通訳者や手話ボランティアなど、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

5 防災教育及び訓練の実施

市は、地震災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

6 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

市は、福祉避難所設置の必要性から災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるように、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなど、施設の有する機能の活用も図っていく。

(3) 近隣助け合い活動等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員、自治会、ボランティア等による安否の確認などの近隣助け合い活動等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

7 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、在宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第3 外国人への対策〔市民部〕

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の把握に努める。

2 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネットホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

4 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

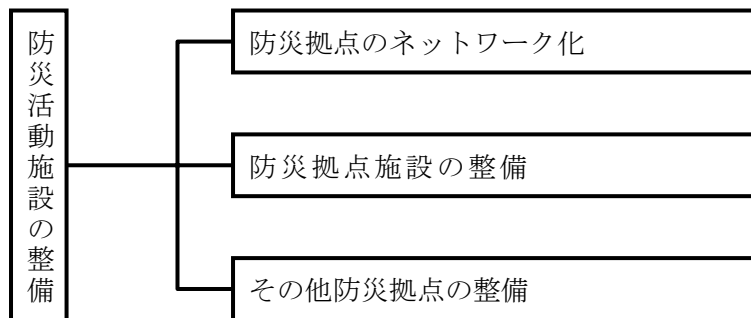
6 情報提供窓口の設置

情報提供窓口を設置し、在日外国公館との連携によって情報提供を図る。

第17節 防災活動施設の整備

地震発生後の応急・復旧対策を円滑に推進するには、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の整備に努め、その拠点を有機的に結びつけるための防災拠点のネットワーク化を推進する。

□ 対策体系



第1 防災拠点のネットワーク化〔市民部、各部〕

防災拠点は、地震災害が発生した場合の市民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集伝達の場所などである。

このため、市は地震災害時の応急対策活動を迅速かつよりきめ細かく実施するため、次の方針に基づき防災拠点のネットワーク化を推進する。

- 1 防災拠点を防災中枢拠点、地域防災拠点及び避難場所（避難所）に区分し、防災拠点間の連携を図るようにする。
- 2 市役所を防災中枢拠点と位置づけ、本市の統括的活動を担う。このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。
- 3 支所を各地区の応急復旧対策の拠点となる地域防災拠点と位置づけ、地区内の避難場所（避難所）を総括するようにする。

第2 防災拠点施設の整備〔市民部、各部〕

1 防災中枢拠点の整備

防災中枢拠点は、市役所を位置づける。防災中枢拠点は、地震災害時には災害対策本部を設置し、本市における応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点であり、災害情報

の収集分析機能、災害情報及び応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食糧、生活必需品等の調達及び救援物資等の集配機能などを総合的かつ複合的に有するように主に次の整備を図る。

(1) 災害対策本部としての中核機能

- ・防災通信機器及び情報処理機器

(2) 活動要員の拠点機能

- ・食糧及び防災用資機材の備蓄（防災センター）

2 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、各現場本部を位置づける。各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地区内の避難所の総合調整を図るなど地区の応急復旧対策の拠点となる。

このため、防災通信機器その他活動拠点として必要な資機材の整備を図る。

第3 その他防災拠点の整備〔市民部、各部〕

地震災害時の防災拠点として救援物資集積場及び臨時ヘリポートの指定を図るとともに、県有施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

1 救援物資集積場の整備

地震災害時の救援物資等の輸送、集積、配分等を効率的に実施するため、市は次の施設を救援物資集積場と位置づけ、必要な整備を図る。

(1) 入間市市民体育館

(2) 各地区体育館

2 臨時ヘリポートの指定

地震災害時におけるヘリコプターによる負傷者搬送、物資その他救援活動を実施するため、市は、次の場所を臨時ヘリポートに指定している。

(1) 入間市運動公園

(2) 西武市民運動場

(3) 彩の森入間公園

3 県有施設の活用

県は、市内の次の県有施設を地域の防災活動拠点として整備しており、市はそれらの施設の活用について埼玉県との協力体制の確立を図る。

(1) 県立高校

県は、県立高校38校を防災拠点校と位置づけ、次の施設及び設備を整備しているが、市内では豊岡高等学校を対象校として整備している。

ア 緊急宿泊所（一部合宿所を利用し、災害時要援護者の収容も可能）

イ 備蓄倉庫（食糧、医薬品、生活必需品等）

ウ 耐震性貯水槽及び浄水器

エ 自家発電装置

(2) 彩の森入間公園

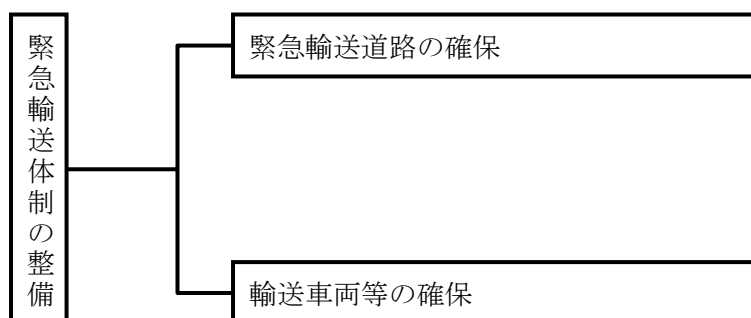
県は、県営彩の森入間公園を地域の中核となる防災活動拠点として、次の設備を整備している。

耐震性貯水槽（100t×3）、非常災害用井戸、夜間照明、放送施設、非常電源、避難施設（414m²）

第18節 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町村、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災活動拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

□ 対策体系



第1 緊急輸送道路の確保〔建設部〕

地震災害時において、救援・救護活動などの必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は、地震災害時に緊急輸送等に用いる道路を指定するとともに、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急資機材に関する整備を推進する。

1 緊急輸送道路の指定

(1) 市は主な防災施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定している。また、今後の道路整備状況により、新たな指定について見直しを図る等再検討する。

(2) 埼玉県指定の緊急輸送道路

埼玉県は、地震災害時の緊急輸送道路を指定しているが、本市域内における指定道路については、3章8節第3「緊急輸送道路」による。

(3) 緊急輸送道路及び沿道の整備

市は指定された緊急輸送道路の沿道地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小限にするように努める。

さらに道路管理者と連携を図り、大きな障害物の発生の可能性ある箇所について調査把握に努める。

(4) 道路啓開体制の整備

ア 協力体制の整備

市は、地震災害時の道路啓開作業が円滑に進められるよう、各関係機関との協力体制をあらかじめ整備する

イ 道路啓開状況等の情報提供体制の整備

市は、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線、マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(5) 市民への周知

市は緊急輸送道路の役割について、平常時より市民へ周知する。

2 交通規制等の連携体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、埼玉県及び防災関係機関との連携の上で整備に努める。

3 応急復旧用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧を迅速に実施するための人員を確保するとともに、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

第2 輸送車両の確保〔総務部〕

地震災害時の応急輸送対策において、人員及び物資等の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、効果的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

1 輸送車両の増強

市は、地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効果的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用される車両及び燃料等を地震災害時に迅速に調達できるように関係機関、関連企業等との協定締結等による協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

3 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、地震災害時に応急対策を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

『資料1-1 緊急通行車両事前届出対象車両一覧』参照